

<65歳以上の方へ>

介護保険料の改定について

令和6年度～令和8年度

65歳以上の方に負担していただく介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービス費がどれくらい必要となるかを判断して、3年ごとに見直しを行います。介護サービスを利用する方が年々増えていること、介護サービスに従事する方の処遇改善を目的として介護サービス費を算定する基となる介護報酬単価などが見直されたことにより、介護サービス費が増加することが見込まれます。その費用を賄うために保険料の見直しが必要になります。

国の方針に従い、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、所得再配分機能を強化するために、所得段階区分の見直しを行いました。

所得段階区分の区切りとなる金額や基準額に対する割合について、これまでの牛久市独自の基準から国が示す基準へ変更し、介護保険給付準備金を繰り入れすることで、**基準額は月額5,000円のまま変更はありません。**

令和6年度から令和8年度までの介護保険料

所得段階区分	対象となる方	基準額に対する割合	保険料(年額)	
第1所得段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方	0.285 (0.300)	17,100円 (18,000円)	
	80万円以下の方			
第2所得段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超120万円以下の方	0.485 (0.500)	29,100円 (30,000円)
第3所得段階		120万円超の方	0.685 (0.700)	41,100円 (42,000円)
第4所得段階		世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	0.90
第5所得段階	80万円超の方	1.00	60,000円	
第6所得段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方 (125万円未満の方)	1.20 (1.15)	72,000円 (69,000円)
第7所得段階		120万円以上210万円未満の方 (125万円以上200万円未満の方)	1.30 (1.25)	78,000円 (75,000円)
第8所得段階		210万円以上320万円未満の方 (200万円以上400万円未満の方)	1.50	90,000円
第9所得段階		320万円以上420万円未満の方 (400万円以上の方)	1.70 (1.75)	102,000円 (105,000円)
第10所得段階		420万円以上520万円未満の方	1.90	114,000円
第11所得段階		520万円以上620万円未満の方	2.10	126,000円
第12所得段階		620万円以上720万円未満の方	2.30	138,000円
第13所得段階		720万円以上の方	2.40	144,000円

※青字部分が令和3年度～令和5年度までとの変更箇所。第10所得段階～第13所得段階は新設。カッコ内は令和3年度～令和5年度の対象となる方、基準額に対する割合、保険料(年額)。

【問い合わせ】 高齢福祉課 ☎内線1751～1754